

議案第41号

平成30年度川口市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度川口市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)事業計画

ア 病院

(ア)病床数 539 床

(イ)入院患者数 168,995 人 1日平均入院患者数 463 人

(ウ)外来患者数 302,087 人 1日平均外来患者数 1,123 人

イ 診療所

(ア)本町診療所 外来患者数 30,087 人 1日平均外来患者数 112 人

(イ)安行診療所 外来患者数 17,422 人 1日平均外来患者数 65 人

(2)主要な建設改良事業

施設整備事業等 808,490 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		19,132,510 千円
第1項 医業収益		17,236,314 千円
第2項 本町診療所医業収益		234,483 千円
第3項 安行診療所医業収益		110,982 千円
第4項 医業外収益		1,526,610 千円
第5項 本町診療所医業外収益		23,350 千円
第6項 安行診療所医業外収益		769 千円
第7項 特別利益		2 千円

支		出
第1款	病院事業費用	19,132,510 千円
第1項	医業費用	18,175,569 千円
第2項	本町診療所医業費用	257,774 千円
第3項	安行診療所医業費用	111,751 千円
第4項	医業外費用	575,356 千円
第5項	本町診療所医業外費用	59 千円
第6項	特別損失	2,001 千円
第7項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 989,076 千円は、過年度分損益勘定留保資金 986,503 千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,573 千円で補てんするものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	364,414 千円
第1項	負担金	363,333 千円
第2項	固定資産売却代金	1 千円
第3項	他会計繰入金	1,080 千円
支		出
第1款	資本的支出	1,353,490 千円
第1項	建設改良費	808,490 千円
第2項	企業債償還金	545,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)職員給与費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 9,453,011 千円
(2)交際費 300 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,013,000 千円と定める。

(重要な資産)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器械備品	電話交換機	一式
	手術用顕微鏡	一式

平成30年2月26日提出

川口市長 奥ノ木信夫